

3 伊勢志摩サミット開催に向けた三重県のねらい

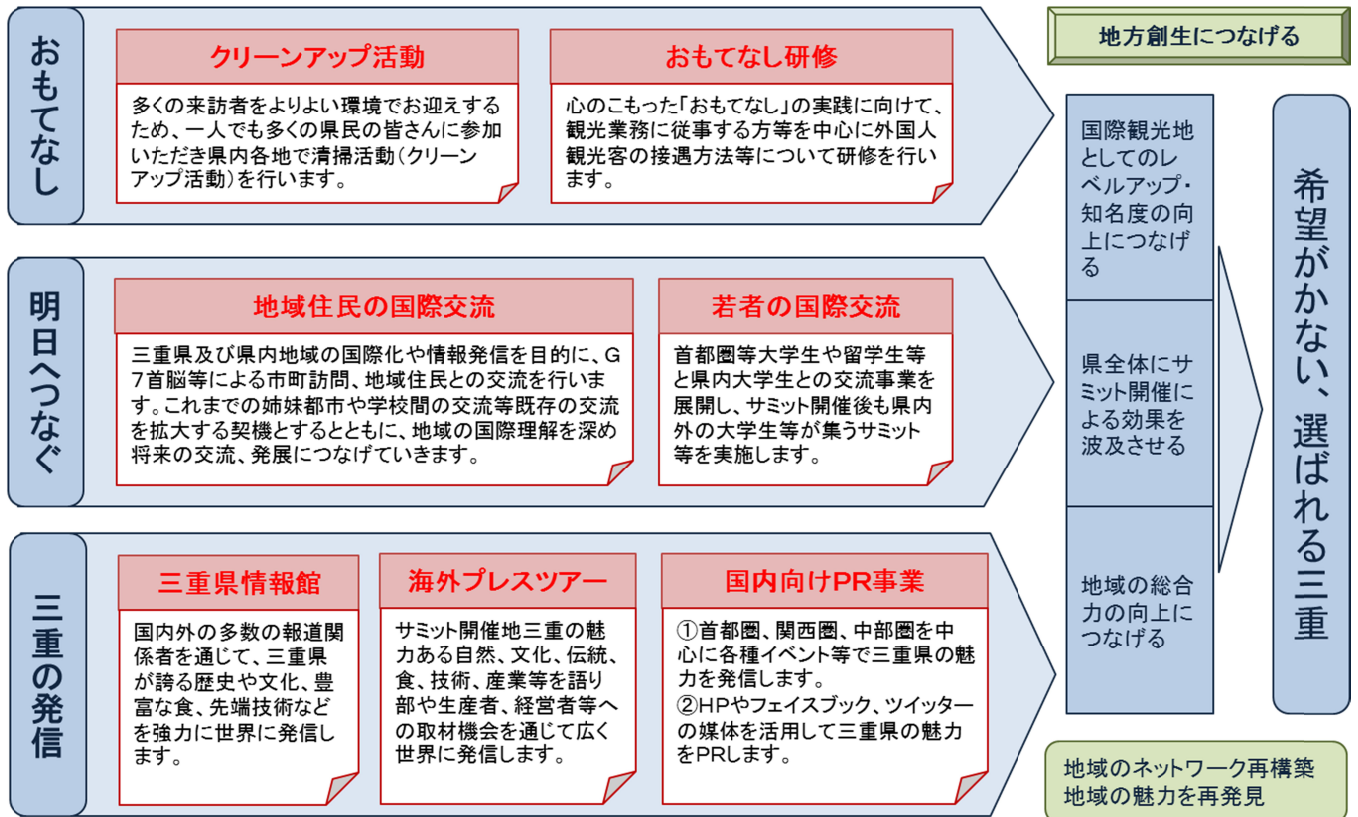
伊勢志摩は、日本人の代表的な心の「ふるさと」として、伊勢神宮や海女文化といった日本の精神性、豊かな文化・伝統にふれ、英虞湾など日本の原風景ともいえる美しい自然を感じていただける地域であり、自信をもって世界に発信していく価値があります。

サミットを安全に開催するとともに、サミットが伊勢志摩で開催されることを千載一遇のチャンスと捉え、サミットによる効果を伊勢志摩だけでなく県全体に波及させるため、さらには一過性のものにしないため、県民と関係機関・団体、市町や県が一丸となって、県全体の総力を結集する必要があります。

このため、市町や関係団体等と連携し、「開催支援」に取り組むとともに、地域の総合力の向上につなげるため、「おもてなし」「明日へつなぐ」「三重の発信」を柱に、サミット開催に向けた全県的な取組を展開します。

伊勢志摩サミット三重県民会議の取組例

県民のみなさまと共に取り組む主な事業



伊勢志摩サミット三重県民会議へのご支援の方法

協賛	県民会議が実施する事業への物品の提供等によるご協力をお願いします。
応援	皆さんが自主的に取り組まれる事業による応援をお願いします。
寄附	県民会議が実施する事業への寄附金によるご支援をお願いします。

協賛、応援事業に関する手続

1 募集内容

(1) 県民会議事業等への協賛

県民会議の主催する事業、県や市町等との連携事業において活用する物品や役務、技術、事業等の提供によるご協力をお願いします。なお、個人からの提案募集は行いません。

(2) 伊勢志摩サミットの応援事業

皆さん自身が主役となって、県民会議の4つの柱「開催支援」「おもてなし」「明日へつなぐ」「三重の発信」に関連する取組を行っていただくことでご協力をお願いします。

(1)(2)ともに県民会議の財政負担が伴わないことを前提とします。

2 応募方法および登録

「協賛、応援事業提案シート」に所要事項をご記入のうえ、下記のあて先へ郵送、FAX、E-mailのいずれかでお申込みください。募集期間は、平成28年5月31日までです。

〒514-0004 三重県津市栄町2-380 HOWAビル津4階

伊勢志摩サミット三重県民会議事務局 総務課あて

TEL 059-253-5492 FAX 059-253-5498 E-mail summit@pref.mie.jp

- ・ 提案シートの内容について、必要に応じヒアリング等を行ったうえで、結果をご連絡させていただきます。公序良俗に反するなど一定の事由に該当するもの以外は、それぞれ協賛、応援事業として登録します。
- ・ 登録に疑義のある提案については、選定委員会で登録の可否について決定します。
- ・ 登録した協賛、応援事業については、その事業名及び事業内容を同意を得たうえで、県民会議ホームページへ速やかに掲載するとともに、記録誌にも掲載します。
- ・ 協賛における物品等の提供方法につきましては、別途協議させていただきます。

3 参考例

(1) 協賛

- ・ サミットPRポスター、チラシなどの印刷
- ・ 各種ノベルティの製作
- ・ サミット開催カウンタダウンボードの製作
- ・ サミット関連事業への役務・物品・技術等の提供又は貸与〔製品(工業製品や加工品だけでなく農林水産物など一次産品も含む) 運行・運営・翻訳・接客等のサービス、制作・管理等の技術等〕
- ・ クリーンアップやイベント等の事業実施
- ・ サミット関連事業参加者への三重県PRグッズ等の提供
- ・ 「三重県情報館(仮称)」における備品、コンテンツの提供又は貸与
- ・ サミット関係者(警備等)へのサポートグッズの提供

(2) 応援事業(例:企業の場合)

- ・ サミット応援イベントの開催
- ・ サミット応援フェア・セール等の開催
- ・ サミット応援商品の開発、販売(売り上げ金の一部を県民会議へ寄附等)
- ・ サミットを紹介する冊子の作成および顧客への無料配布
- ・ 各施設へのサミット応援メッセージの掲載
- ・ サミット参加国の歴史・文化・食等についての展示紹介
- ・ サミットに関する子ども向け学習会の開催

伊勢志摩サミット三重県民会議協賛、応援事業提案シート

作成日 平成 年 月 日

提案者名(企業・団体・個人名等)		事務担当者: _____	
〒	-	住所	都 道 府 県 市・町・村
電話番号(固定)		FAX番号	
電話番号(携帯)		E-mailアドレス	
提案事業の種類		県民会議事業等への協賛	
(該当の番号に をお願いします。)		伊勢志摩サミットの応援事業	
提案内容 企画内容 実施日(期間) 実施場所 実施方法 実施体制 事業効果 など			
以上の内容は、下記に規定する協賛、応援事業の登録対象外の提案でないことを誓約します。			
県民会議ホームページ等への掲載を		希望する	希望しない
事務局使用欄		登録の対象とならないもの ・企業、団体、個人等の売名行為を目的としたもの ・営利のみを目的としたもの ・伊勢志摩サミットの開催および運営に支障を来す恐れのあるもの ・特定の政治、宗教、思想的な意図を持つもの ・伊勢志摩サミット、県民会議や関係者の品位を傷つけるもの ・その他、公序良俗に反するなど一定の事由に基づき県民会議会長が不適当と認めるもの	

いただいた個人情報については、適正な管理を行うとともに、当該事業以外での利用は行いません。

添付資料がある場合は、A4版2枚程度にまとめてください。

寄附金に関する手続

1 寄附金の申込

「寄附金申込書」に所要事項をご記入のうえ、下記のあて先へ郵送、FAX、E-mail のいずれかでお申込みください。 募集期間は、平成28年5月31日までです。

〒514-0004 三重県津市栄町 2-380 HOWA ビル津 4 階
伊勢志摩サミット三重県民会議事務局 総務課あて
TEL 059-253-5492 FAX 059-253-5498 E-mail summit@pref.mie.jp

個人の場合は、上記の方法のほか、インターネットからクレジットカード、コンビニエンスストア、ペイジーでご寄附いただくこともできます。(具体的な方法は、[三重県ふるさと応援寄附金\(ふるさと納税\)サイト](http://www.pref.mie.lg.jp/FURUSATO/)(<http://www.pref.mie.lg.jp/FURUSATO/>)をご覧ください) この場合、活用を希望する取組として「伊勢志摩サミット」を選択してください。なお、ふるさと応援寄附金申込書等の選択肢にない場合は、「その他希望される活用先」を選択し、「伊勢志摩サミット」とご記入ください。

2 納付書の送付および入金

お申込をいただいた後、概ね2週間以内をめどに納付書を郵送しますので、その納付書を所定の金融機関にお持ちいただき、お振り込みください。

納付書の取扱が可能な金融機関は、次のとおりです。

【県内】都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、商工組合中央金庫、信用金庫、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、県信用漁業協同組合連合会、労働金庫

【県外】百五銀行各支店、第三銀行各支店、三重銀行各支店、三菱東京UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、りそな銀行本支店、桑名信用金庫各支店、紀陽銀行(新宮支店)、新宮信用金庫(本支店)

個人の方でインターネットからお申込みいただいた場合は、それぞれ指定の方法によりお支払いください。

3 寄附金受領証明書の送付

入金を確認できましたら、概ね2週間以内をめどに寄附金受領証明書を郵送します。

納付書により納付された個人の方は、金融機関で受け取られた「納付書兼領収書」が領収書になるため、寄附金受領証明書は発行していません。

入金確認までに一定の期間を要する場合があります。

4 税制優遇

【法人の場合】

この寄附金は、法人税法第37条第3項第1号に規定する「地方公共団体に対する寄附金」に該当し、**全額が損金算入されます**。損金算入を行うにあたっては、寄附金受領証明書により税務申告を行っていただく必要があります。

【個人の場合】

この寄附金は、所得税法第78条第2項第1号に規定する「地方公共団体に対する寄附金」に該当し、**寄附金控除の対象となります(三重県ふるさと応援寄附金(ふるさと納税))**。寄附金控除を受けるには、領収書または寄附金受領証明書により確定申告を行っていただく必要があります。

確定申告が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例」については、寄附金申込書をご確認ください。

寄附金申込書

平成 年 月 日

三重県知事（伊勢志摩サミット三重県民会議会長）あて

【法人の場合】

住 所	
法 人 名	
代表者名	
担当者連絡先	
所属・氏名	
電話 / FAX	
E-mail	

【個人の場合】

住 所	
氏 名	
電話 / FAX	
E-mail	

私は、伊勢志摩サミット三重県民会議の取組に賛同し、三重県への寄附を申し込みます。

記

ご寄附いただく金額 _____ 円

一口 1,000 円以上の申込とさせていただきます。

【通信欄】

1 ご寄附をいただいた方のお名前等について、同意をいただいた上で伊勢志摩サミットの記録誌やホームページ等へ掲載する予定です。掲載に同意をいただける場合は、下記に○を記入してください。

- () 法人名/氏名の掲載に同意します。
() 寄附金額の掲載に同意します。

2 個人の場合は、三重県に所定の申請書を提出することで、確定申告を行わなくても寄附金控除を受けることが可能となる「ふるさと納税ワンストップ特例」の手続きを行うことができます。申請書の送付を希望される方は、下記に○を記入してください。

(この申請は、平成 27 年 4 月 1 日以降の寄附について、確定申告が不要な給与所得者等で、ふるさと納税先の地方公共団体が 5 団体以内の場合に限ります。)

- () ふるさと納税ワンストップ特例の申請書の送付を希望します。